

令和5年度 募集案内



こども食堂奈良子はぐくみキャンペーン事業補助金



奈良県は、「こども食堂」が実施する、子どもへの食事提供だけでなく、親子が食事や交流を通して地域の人とつながる居場所を提供する子どものはぐくみ活動や物価高騰により苦しむ県民を支援します。

事業趣旨

奈良県は、「こども食堂」が実施する、子どもへの食事提供だけでなく、親子が食事や交流を通して地域の人とつながる居場所を提供する子どものはぐくみ活動や物価高騰により苦しむ県民を支援するため、補助対象期間において参加者の利用料を無料にする「こども食堂」に対し、必要経費を補助します。

補助対象団体（補助金を受けられる団体）

奈良県内で「こども食堂」を運営し、次に掲げる要件を満たす団体（営利団体を除く。）とします。

- ① 代表者が定められ、事業運営を適切に行うことができる団体であること。
- ② 特定の政治的又は宗教的活動をする団体でないこと。
- ③ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する団体でないこと。

補助事業実施要件（補助の対象となる取組）

次に掲げる要件の全てに該当することとします。

- ① 幅広く子どもが参加できる「こども食堂」を補助対象期間後も定期的に実施すること
- ② 補助対象期間中において、下記のいずれかの取組を行うこと
 - ア 子ども・保護者への食事提供や、子どもが調理を楽しむ機会の提供
 - イ 季節毎の行事の開催
 - ウ パーティー料理、デラックス弁当等の提供
- ③ 補助対象期間において②の取組を行う際には、参加者（保護者等を含む。）の利用料を無料にすること。なお、従前から参加者の利用料を無料にしている場合も補助対象とする
- ④ 集合型で「こども食堂」を開催する際は、食事の提供だけでなく、参加者が配膳等の手伝いを行う、食育等の学習、宿題を教える自主学習、参加者同士がコミュニケーションを図る遊び等の取組を可能な限り実施することにより、地域の人達と安心して過ごすことのできる「居場所」の機能を提供すること
- ⑤ デリバリー・テイクアウトにより「こども食堂」を開催する場合は、食事の提供だけではなく、必要に応じて参加者の様子を確認するなどの見守り活動を行うこと
- ⑥ 実施団体関係者等特定の者のみを対象とした運営ではなく、子どもや保護者が広く参加できるよう広報活動を行うこと
- ⑦ 団体が自ら調理した食事等を提供する場合は、食品衛生に関する講習会を受講した者又はこれと同等とみなすことができる者を少なくとも1名配置することにより、食品衛生法（昭和22年法律第233号）をはじめとする諸法令等を遵守した運営に努めること
- ⑧ 周囲の環境等に配慮すること。また、食中毒等の安全の確保を十分に図ることとし、傷害保険に加入していることが望ましい。
- ⑨ 県の他事業（こども食堂認証制度事業、こども食堂等による地域づくり推進事業を除く。）の補助対象となっていないこと。



補助対象経費

- ・食材費（弁当購入費、食材、調味料等）
- ・使用料及び賃借料（会場使用料、調理器具等のレンタル料等）
- ・消耗品費（チラシ印刷代、台所用品、食器類、調理器具等の取得価格又は評価価格が2万円未満のもの）
- ・報償費及び旅費（ボランティアへの謝金及び交通費）

補助対象期間

補助の対象期間は、交付決定日から交付決定年度の3月末日までの期間です。ただし、5月29日までに適正な申請書をご提出いただいた場合は4月1日から当該決定年度の3月末日までの期間を対象とします。

（上記期間中に実施し、かつ、完了する事業であることが必要です。）

本補助金は国の「新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金」を財源として行っており、3月末までに精算及び補助金の交付を行う必要があります。

そのため、3月末まで補助を希望される場合、交付申請及び実績報告を2月分までと3月分の2種類ご提出いただく必要があります。

ただし、3月分の精算と補助金の交付については、4月以降になる予定です。

補助金額

1団体につき、補助対象期間(月単位、上限12か月)に月額上限6万円を乗じて得た額を限度とします。(最大72万円まで) ただし、こども家庭課の他の補助金の補助対象として申請している経費及び寄付金、他団体からの補助金等その他の収入額は差し引きます。

募集期限

随時申請を受け付けておりますが、交付決定を希望する月の前月の20日までに交付申請書の提出をお願いいたします。

ただし、4月分～6月分については5月29日（月）まで交付申請書の提出を受け付けております。

締め切りは【必着】です。

※持参の場合の受付時間は、8時30分～17時00分（土日祝及び12時～13時を除く）

【注意】 先着順につき、募集期間内であっても、申込件数が予算額の上限に達した場合は、早期に受付を終了することがあります。また、予算額に限りがありますので、交付決定額を調整する場合があります。

応募方法

所定の申請書類に必要事項を記入のうえ、下記【問い合わせ・応募先】までできる限りメールでご提出ください。
メールでの提出が難しい場合は、郵送・持参での申請も受け付けます。ただし、特に郵送の場合は、締切日までに必ず届くことを確認して送付してください。

なお、「募集要項」及び「申請書類の様式」は、奈良県こども家庭課のホームページに掲載しています。

【問い合わせ先・応募先】

〒630-8501 奈良市登大路町30

奈良県 文化・教育・くらし創造部 こども・女性局 こども家庭課 家庭福祉係
e-mail : kodomo@office.pref.nara.lg.jp TEL:0742-27-8678 FAX:0742-27-8107

※応募に関するご質問はできる限り、メールでお願いします。

